平成２２年（フ）第１３４号
茨城県水戸市堀町1132番地の１　タウニィ・ホリＤ棟201号室、住民票上の住所茨城県水戸市堀町921番地の５
債務者　荻沼　和宏
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３０号
神奈川県平塚市岡崎6375番地の５
債務者　長尾　徹道
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３０号
神奈川県厚木市船子1192番地10　緑風館103
債務者　齋藤亜旗子（旧姓村田・佐々木）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４２号
神奈川県厚木市愛名535番地10
債務者　岡　　雅之
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４５号
神奈川県厚木市妻田北１丁目14番10―1053号
債務者　森　　晴由
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4063番地　県住宅供給公社３―348
債務者　笹木　重雄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５５号
神奈川県小田原市扇町５丁目11番16号　コーポ扇荘202
債務者　山本輝雄こと　徐　　容**眞**
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５８号
神奈川県中郡二宮町山西1198番地の１
債務者　中村　純二（旧姓脇）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５９号
神奈川県小田原市中里183番地の７　メゾンドウフジ202
債務者　柏木　英里
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６７号
神奈川県平塚市出縄303番地の１　ハイツ須藤203号
債務者　吉見　博子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２号
岐阜県大垣市新地町６番地３
債務者　林　　正幸
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
岐阜県大垣市内原１丁目67番地６　誠友レジデンス401
債務者　沢井　安彦
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
岐阜県大垣市墨俣町墨俣869番地
債務者　松井　茂博
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番２―337号
債務者　野田　初江
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２１７５号
京都市伏見区桃山町日向官有地　府営桃山日向団地８―308
債務者　山口　美紀
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４９号
京都市山科区椥辻草海道町23番地　山田マンション１階
債務者　大西　裕也
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
京都市伏見区向島二ノ丸町151―58　市営住宅１－２―504号、住民票上の住所京都市南区西九条島町53番地
債務者　伊崎　　光
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係